#### 特集1



# 私たちの大切な





税金は、子育て支援や教育・福祉の提供、道路や公園の整備、ごみの収集など私たちが暮らして いくうえで必要な社会共通の費用をまかなうものであり、私たちの生活を支えています。



#### 市税は、どういう種類がありますか?

主な市税の種類は以下のとおりです。



#### 個人の市民税

1月1日に市内に住所がある人を対象に、県民税とあわ せて課税されます。

※現在、「横浜みどり税」(年間900円)が上乗せされています。



1月1日に市内に固定資産(土地・ 家屋など)を所有している人を対 象に課税されます。



#### 軽自動車税(種別割)

4月1日に原動機付自転車や軽自動 車などを所有している人を対象に 課税されます。

市税納期カレンダー ※各月の末日が納期限です。

8月



全期





















よくあるご質問

#### 税金を納めるにはどのような方法がありますか?

スマホ決済、クレジットカード、口座振替、 コンビニエンスストア、金融機関窓口など で納付できます。

いつでもどこでも市税の 納付ができて便利







#### 納めないとどうなりますか?

税金は**納期内に納付していただくこと**が原則 です。納期限を過ぎて未納があれば、督促状 を送付します。

納期内に納付している人との公平性を保つ ため、納期限を過ぎて滞納となった場合は、 差押処分を含む滞納整理を進めています。



#### 督促状が届いて放置しておくと・・・

給与が差し押さえ… 延滞金まで ついてしまった…

財産があるにもかかわらず滞納し た場合は、法令に基づきその財産 は差し押さえられます。回波機



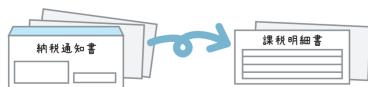


# 市税は必ず納期内に納付しましょう。

### 固定資産税・都市計画税 課税明細書の確認を

4月上旬に送付する「固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書」に課税 明細書が同封されています。

こちらで、課税されている土地・家屋の所在・地番・価格(評価額)などをご確認 ください。



※区内に保有する資産が多い場合は、課税明細書のみを別に郵送しています。

●納税通知書のお届け先の住所・名前や土地・家屋の利用状況を変更する場合は、 同封の「固定資産税に関する変更届出《お願い》」に掲載している二次元コードから、 横浜市電子申請・届出システムにアクセスし、入力してください。

## 固定資産税(家屋)の調査に

#### 関するお知らせ

税務課家屋担当では、年間を通して 職員が屋内外の確認(家屋調査)を 行っています。

調査の際には事前に調査依頼の 連絡をした上でお伺いしますので、 ご協力をお願いします。



※職員は「横浜市職員証」・

「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

問収納担当(3階301窓口)

**28** 800-2378 **38** 800-2509

問 土地・家屋担当(3階302窓口) ☎800-2363(土地)/800-2365(家屋) ☎800-2509